

IASB Update 2026年3月



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

[IASB は 2026 年 3 月 24 日から 25 日に会議を行った。](#)

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-7）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [IFRS for SMEs 会計基準（アジェンダ・ペーパー-30）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2026 年 3 月 25 日に会合し、[作業計画](#)についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についてのアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-7）

IASB は 2026 年 3 月 24 日に会合し、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」に対する利害関係者のフィードバックにどのように対応するのかについて議論した。IASB は次のことについてのフィードバックについて議論した。

- 借手が IFRS 第 16 号における測定の実施の要求事項を適用することの継続的コスト
- 借手が判断を適用することでもたらされる情報の有用性

借手が IFRS 第 16 号における測定の実施の要求事項を適用することの継続的コスト（アジェンダ・ペーパー-7A）

IASB は、リサーチ・プロジェクトをプロジェクト・パイプラインに追加することを暫定的に決定した。このプロジェクトは、借手が IFRS 第 16 号における測定の実施の要求事項を適用することの継続的コストが予想より高いことを、リースに関連する財務情報の有用性に対して重大な不利な影響を与えずに緩和することが実行可能かどうかを探究するものとなる。

IASB は、次のことに関するコストを低減させることの実行可能性を探究することを暫定的に決定した。

- a. リース負債の再測定（例えば、次のことによつて）
 - i. リース負債の再測定の頻度の減少
 - ii. 指数又はレートに連動する変動リース料の変動を反映するためのリース負債の見直しに関する要求事項の簡素化
- b. 割引率（例えば、借手が次の割引率を使用することを要求するか又は認めることによつて）
 - i. 追加借入利率に代えて簡素化した割引率
 - ii. リース負債の見直しの一部については変更のない割引率

13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、次のことから生じる借手のコストについての利害関係者のフィードバックに対応した行動は取らないことを暫定的に決定した。

- a. リース負債の再測定についてのガイダンスの明瞭性
13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. リースの計算利率を使用するという要求
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 割引率の決定についてのガイダンスの明瞭性
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 認識の免除
13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- e. 開示要求
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- f. IFRS 第 16 号のポートフォリオ適用についてのガイダンスの明瞭性
13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- g. グループ内のリース
13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- h. リース期間の決定についての要求事項
13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

借手が判断を適用することからもたらされる情報の有用性（アジェンダ・ペーパー7B）

IASB は、借手が判断を適用することからもたらされる情報の有用性に影響を与える要求事項の的を絞った改善（例えば、次のことを決定するにあたり行う重大な判断を借手が開示するという具体的な要求事項を開発することによつて）を行うことを探究するリサーチ・プロジェクトをプロジェクト・パイプラインに追加しないことを暫定的に決定した。

- a. リース期間
- b. 割引率

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、利害関係者が情報要請の質問 2 への回答において指摘した借手の判断に関するその他の事項に対応した行動を取らないことを暫定的に決定した。具体的には、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. リース期間の決定についての追加的なガイダンス又は設例を設けない。
13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. リース期間の決定についての要求事項の簡素化は行わない。
13名のIASBメンバーのうち10名がこの決定に賛成した。
- c. リース期間に関する情報項目を借手が開示するという具体的な要求事項を開発しない。
13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 割引率の決定についての追加的なガイダンス又は設例を設けない。
13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- e. 割引率に関する情報項目を借手が開示するという具体的な要求事項を開発しない。
13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- f. 変動リース料についての具体的な開示要求を開発しない。
13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- g. 一部のリース料が次のいずれかであるのかどうかを企業が決定するのに役立つための明確化、追加的な適用指針又は設例を設けない。
 - i. 実質上の固定リース料
 - ii. 指数又はレートに応じて決まる変動リース料
 - iii. 指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料
 13名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- h. 情報要請の質問2に対して少数の利害関係者が指摘した判断に関する事項（アジェンダ・ペーパー7Bの付録Aで要約している）に対応する行動は取らない。
13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは情報要請に対するその他のフィードバックについて審議し、当該フィードバックに対応して何らかの行動を取るかどうかを決定する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASBは、2026年3月25日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」における提案の再審議を継続した。

所有持分のその他の変動（アジェンダ・ペーパー13A）

IASBは、所有持分の変動時に関連会社に対する重要な影響力を保持する投資者に次のことを要求するという提案を維持することを暫定的に決定した。

- a. 所有持分の増加に対して、投資者が追加的な所有持分を購入したかのように、公開草案の第30項から第31項を適用する。
- b. 所有持分の減少に対して、投資者が所有持分を処分したかのように、公開草案の第32項から第33項を適用する。

13名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 投資者が公開草案の第 30 項から第 33 項をどのように適用するのかを明確化するために、いくつかの事実パターンの設例を提供することはしない。
13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。
- b. 持分決済型の株式に基づく報酬取引の権利確定期間中に、費用に対する持分及び投資の帳簿価額の対応する修正を投資者が認識するという要求を導入しない。
13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- c. 投資者が当事者ではない取引（直接の関連会社の外で生じるものを含む）について公開草案の第 30 項から第 33 項の適用の免除を設けない。
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 混合金融商品（例えば、配当分配には影響を与えるが議決権には影響を与えない混合金融商品）についての要求事項を導入しない。
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 投資者が取引を結合できる場合についての要求事項を導入しない。
13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

追加的な所有持分の購入—救済措置（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 投資者が関連会社の識別可能な資産及び負債の追加的な持分を公正価値で測定することを要求する提案からの救済措置を設ける。この救済措置は、投資者が追加的な所有持分を購入し重要な影響力を保持する場合に代替的な測定値を使用することを認めるものとなる。
- b. 代替的な測定値を使用することの影響が、当期又は将来の期間の財務諸表に重要性がある差異を生じさせないと投資者が合理的に見込んでいる場合に、投資者が当該救済措置を適用することを認める。
- c. 投資者が適格要件を評価するにあたって考慮する要因を列挙する。
- d. 投資者が当該救済措置を使用する際に使用することを認められる公正価値に代わる代替的な測定値は定めない。
- e. 当該救済措置の任意の使用を認める。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

維持管理及び一貫した適用

IFRS for SMEs 会計基準（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2026 年 3 月 25 日に会合し、次のことについて議論した。

- 投資企業である親会社（又は最終的な親会社）を有する中間親会社による連結財務諸表の作成に関しての、IFRS for SMEs 会計基準の 9.3 項に関する適用上の論点（アジェンダ・ペーパー30A）

- 適用上の論点に対処するための IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案する公開草案を公表するためのデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー30B）

IFRS for SMEs 会計基準の 9.3 項に関する適用上の疑問点（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 次のような中間親会社についての連結免除を導入する作業計画を基準設定プロジェクトに追加する。
 - ◇ 投資企業である親会社（又は最終的な親会社）を有しており、かつ、
 - ◇ 連結財務諸表を作成していない。
- 公開草案を公表することによって当該プロジェクトを直ちに開始する。

13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、修正を 2027 年 1 月 1 日以後開始する期間に適用し、IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版を早期適用する企業に早期適用を認めることを提案することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は公開草案について 120 日のコメント期間を設定することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

13 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公開草案の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したことを確認した。

1 名の IASB メンバーが公開草案における提案に反対する意向を示した。

次のステップ

IASB は公開草案を 2026 年 5 月に公表する予定である。